

はじめに

本書は、主に金融機関の営業店・営業部門に属する職員の方々に向け、現在、態勢整備が急がれているマネーロンダリング・テロ資金供与（マネロン・テロ資金供与）について正しく理解していただくために、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（犯収法）で求められる取引時確認、疑わしい取引の届出等の措置を中心に、マネロン・テロ資金供与対策として特に重要なポイントを、できるかぎりわかりやすく解説したものです。

金融システムは、各金融機関が行う送金・決済・振替などの様々な機能が集積して、資金の流れを形成し、わが国だけではなく、グローバルなネットワークを構築しています。

このような金融システムに参加している金融機関が、ひとたびマネロン・テロ資金供与に利用されれば、金融システム全体に甚大な影響を及ぼす危険があります。

そのため、金融システムの参加者である各金融機関は、自ら行う取引がマネロン・テロ資金供与に利用されないよう、強固なリスク管理態勢を構築する必要があります。

また、マネロン・テロ資金供与を行おうとする者は、何とか金融機関のリスク管理態勢の隙をつこうと、手を変え品を変え、新たな手法を駆使します。そのため、リスク管理態勢については、各地におけるマネロン・テロ資金供与の状況や各国の規制当局の動向も踏まえ、常に改善を図っていく必要があります。

マネロン・テロ資金供与を防ぐために最も重要なことは、営業店や営業部門に所属し、顧客と直接接触する職員の方々が、「この取引は、通常一般に行われる取引ではない、どこかおかしい」、「この顧客の資産・収入状況からして、このような高額の取引が行われるのはどうも不自然だ」というように「気づき」を持つことです。

そのためには、金融機関に属するすべての職員の方々が、自らの職務に関わりを持つマネロン・テロ資金供与のリスクおよびその対策を正しく理解することが不可欠です。

また、2018年2月6日、金融庁は、金融機関のリスク管理態勢の高度化を図るために、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を策定、同ガイドラインは同日より適用が開始されており、本書においては、ガイドラインの内容についても可能な限り触れることとしました。

本書が、マネロン・テロ資金供与対策に関わる読者の実務の一助となることを祈念しています。

2018年2月

弁護士法人 中央総合法律事務所

著者を代表して 弁護士 國吉 雅男

CONTENTS

第1章 マネー・ローンダリング総論

- Q 1** マネー・ローンダリングとは、どのような行為ですか。また、マネロン対策が求められている理由は何ですか？ ▶▶ 2
- Q 2** マネロンによる犯罪収益の移転を防止するために、金融機関に求められる対策の要点を教えてください。 ▶▶ 4
- Q 3** 金融庁が策定した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」について教えてください。 ▶▶ 7
- Q 4** 金融機関が行うマネロン対策は、どのようにマネロン事犯の摘発に生かされますか？ ▶▶ 11
- Q 5** 金融機関が適切なマネロン対策を講じない場合、どのようなリスクがありますか？ ▶▶ 14
- Q 6** マネロン対策と反社対応の関係を教えてください。 ▶▶ 16

第2章 取引時確認等の顧客管理措置

- Q 7** ガイドライン上、適切に実施することが求められている「顧客管理」とは、どのような内容ですか？ ▶▶ 20
- Q 8** 犯収法に基づく取引時確認を行わなければならないのは、どのような事業者ですか。当行のクレジットカード子会社には取引時確認の義務がありますか？ ▶▶ 24
- Q 9** 金融機関がお客様の取引時確認を行う必要があるのは、どのような場合ですか。預金口座から250万円を引き出したいとして来店されたお客様に対しては、取引時確認を行う必要がありますか？ ▶▶ 26
- Q 10** 過去の口座開設時に取引時確認を実施していないお客様から、200万円を超える預金払戻しの依頼があり、取引時確認を求めたところ、頑としてこれに応じない場合、金融機関としてはどのように対応すればよいですか？ ▶▶ 29
- Q 11** 「顧客管理を行う上で特別の注意を要する」取引とは、どのような取引ですか。これに該当するかどうかはどのように判断すればよいですか？ ▶▶ 31
- Q 12** お客様の取引時確認を行う場合には、どのような事項を確認する必要がありますか？ ▶▶ 33

- Q13** 犯収法上の高リスク取引とは、どのような取引ですか。また、これに該当する場合には、どのような対応が必要となりますか？ ▶▶ 35
- Q14** インターネットでの銀行口座の開設など、お客様と直接対面しないで行う取引の場合の取引時確認は、どのような方法で行いますか？ ▶▶ 38
- Q15** 取引時確認の際にお客様から提示を受ける必要のある本人確認書類には、どのようなものがありますか？ ▶▶ 40
- Q16** 取引時確認に当たり、お客様から、マイナンバーや基礎年金番号が含まれる本人確認書類を提示された場合、留意すべき事項はありますか？ ▶▶ 43
- Q17** お客様の取引を行う目的、職業・事業内容は、どのような方法で確認すればよいですか？ ▶▶ 45
- Q18** お客様の代理として店頭に来られた方についての確認事項は何ですか。また、法人のお客様の場合には、どのようにすればよいですか？ ▶▶ 48
- Q19** 法人の実質的支配者を確認する必要があるのはなぜですか。また、どのような方が実質的支配者に当たりますか？ ▶▶ 51
- Q20** 法人の実質的支配者は、どのように確認すればよいですか？ ▶▶ 54
- Q21** 外国PEPsとは、どのような方ですか。外国PEPsの方との取引が高リスク取引とされているのはなぜですか？ ▶▶ 56
- Q22** お客様が外国PEPsに該当するかどうかは、どのように確認すればよいですか？ ▶▶ 58
- Q23** 確認記録の作成・保存について教えてください。 ▶▶ 60
- Q24** 取引記録の作成・保存について教えてください。 ▶▶ 63

第3章 疑わしい取引の届出

- Q25** 犯収法に基づく疑わしい取引の届出制度の概要を教えてください。 ▶▶ 66
- Q26** 疑わしい取引とは、どのような取引ですか？ ▶▶ 68
- Q27** 疑わしい取引に関して、ガイドライン上、対応が求められている事項について教えてください。 ▶▶ 71
- Q28** 疑わしい取引か否かの判断は、どのような項目に基づいて行えばよいですか？ ▶▶ 73
- Q29** 疑わしい取引に該当するかは、どのような方法により確認すればよいですか。新規顧客との取引、既存顧客との取引、高リスク取引とで、判断方法はどのように異なりますか？ ▶▶ 76
- Q30** 疑わしい取引の届出の方式には、どのようなものがありますか？ ▶▶ 78

- Q31** 銀行や信用金庫などの預貯金取扱金融機関において、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として、特に注意を払うべき取引の類型を教えてください。 ▶▶ 81

第4章 リスクベース・アプローチその他金融機関に求められる措置

- Q32** 金融機関に求められる取引時確認等を的確に行うための措置の概要について教えてください。 ▶▶ 84
- Q33** マネロン対策におけるリスクベース・アプローチとは、どのような手法ですか？ ▶▶ 87
- Q34** 実効的なリスクベース・アプローチを実践するために、どのようなプロセスを経る必要がありますか？ ▶▶ 89
- Q35** 金融庁が、金融機関に対してマネロン対策の強化および態勢整備の高度化を促している理由を教えてください。 ▶▶ 91
- Q36** 金融庁が平成28事務年度に実施したモニタリングにより明らかになったマネロン対策の課題と、金融機関に求められる態勢整備の内容について教えてください。 ▶▶ 94
- Q37** リスクベース・アプローチにおけるリスクの特定の段階のポイントを教えてください。 ▶▶ 97
- Q38** リスクベース・アプローチにおけるリスクの評価の段階のポイントを教えてください。 ▶▶ 100
- Q39** リスクベース・アプローチにおけるリスク低減措置の採択・実施の段階のポイントを教えてください。 ▶▶ 102

第1章

マネー・ ローンダリング 総論

Q&A

Anti-Money
Laundering and
Counter Financing of
Terrorism



マネー・ローンダリングとは、どのような行為ですか。また、マネロン対策が求められている理由は何ですか？

A マネー・ローンダリングとは、違法な行為による収益の出所を隠すことです。マネロン対策が求められる理由は、資金面から犯罪組織および犯罪行為を撲滅するためです。

1. マネー・ローンダリングとは

マネー・ローンダリング（Money Laundering：資金洗浄）とは、違法な行為による収益の出所を隠すことをいいます。例えば、違法薬物の密売人が密売代金を偽名で開設した金融機関の口座に隠匿したり、詐欺や横領の犯人がだまし取ったお金や不法領得した資金を、複数の預貯金口座に転々と移動させたりするなどの方法により、その出所をわからなくするような行為を指します。

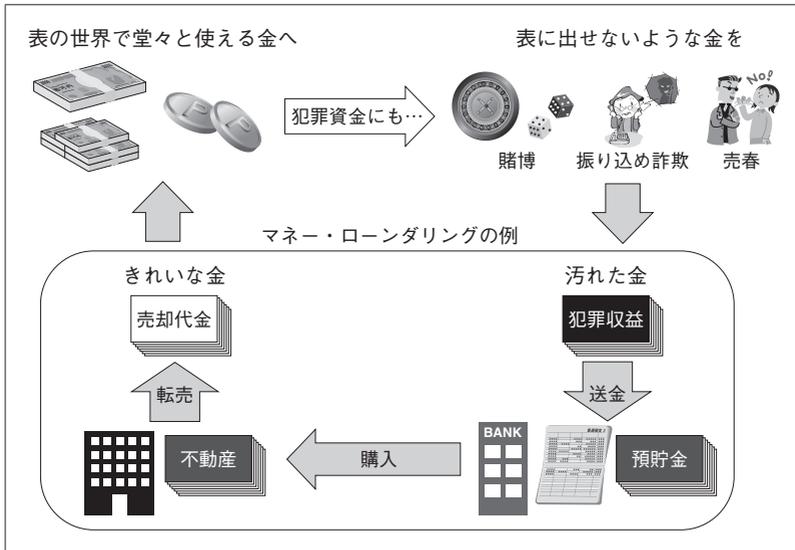
2. マネー・ローンダリングはなぜ問題か

マネー・ローンダリングにより、本来は犯罪収益として表の世界（合法的な経済活動の舞台）に出せないようなお金を表の世界で堂々と使うことが可能となります。組織的な犯罪行為には資金が必要ですが、マネー・ローンダリングを放置してしまうと犯罪組織が自由に使える資金を手にすることになります。また犯罪組織が犯罪収益を合法的な経済活動に投入し、その支配力を及ぼすことで更に勢力、権力を拡大するおそれもあります。

そのため、マネロン対策を的確に行って、資金面から犯罪組織、犯罪行為の撲滅を目指すことが必要となります。

特に近年は、合法的な経済活動だけでなく、犯罪や犯罪収益についても容易に国境を越えて行われ、また国際的な移動などクロスボーダー化が進んでいます。そのため、一国のみが規制を強化しても、犯罪収益は規制の

【図表1】マネー・ローンダリングとは



(出所) JAFIC「マネー・ローンダリング対策のための事業者による顧客管理の在り方に関する懇談会」(平成22年2月5日)第1回配布資料

より緩やかな国へ移転していってしまうため、マネー・ローンダリング対策を実効性のあるものとするには、国際的な協調が不可欠となっています。

3. 急がれる金融機関のマネー・ローンダリング対策

こうしたなか、マネー・ローンダリング対策に関する政府間会合であるFATF (Financial Action Task Force : 金融活動作業部会) は、参加国が遵守すべき国際基準(勧告)を定め、各国の実施状況の審査等を行っています。わが国は、平成20(2008)年、FATF第3次対日相互審査において数多くの不備事項の指摘を受け、以降、犯収法の2度にわたる改正等によりこれに対応してきました。平成31(2019)年に予定されるFATF第4次対日相互審査においては、法令の整備状況等の形式面に加え、金融機関等が実施しているマネロン等対策の「有効性」が審査対象となることとされており、各金融機関においては、マネロン等対策にかかる態勢整備が急務となっています(詳細は第4章参照)。



金融庁が策定した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」について教えてください。

A マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインは、①金融庁所管の金融機関等を対象とするものであり、②リスクベース・アプローチによるマネロン等リスク管理態勢の構築・維持を、わが国の金融システムに参加する金融機関等にとっては、当然に実施していくべき事項（ミニマム・スタンダード）として位置付けていること、③マネロン等対策における経営陣によるコミットメントの重要性が強調されていること、④「対応が求められる事項」と「対応が期待される事項」を明確に区別して、金融機関に対し対応を求めていること等に特徴があります。

1. ガイドラインの位置付け

金融庁が平成29年11月に公表した平成29事務年度の金融行政方針においては、国際的な金融規制に関する対応および当局間のネットワーク・協力の強化の1つとして、マネロン等対応が挙げられました。

具体的には、以下のように、金融庁が実効的な態勢整備のための金融機関向けのガイダンスの公表等を行い、各金融機関・業態におけるマネロン等のリスクを分析・評価し、そのリスクに応じたモニタリングを行うことが盛り込まれました。

マネー・ローンダリングやテロリストへの資金供与を未然に防ぐためには、各国が協調して対策を講じ、それを的確に実施することが重要であり、特に地政学的リスクの高まりや世界各地におけるテロの頻発を踏まえ、我が国においても、その高度化が求められているところである。

2019年に予定されている第4次FATF対日相互審査も見据え、官民双方が連携して、マネー・ローンダリングやテロ資金供与に利用されな



ガイドライン上、適切に実施することが求められている「顧客管理」とは、どのような内容ですか？

A 「顧客管理」とは、①個々の顧客の情報やその取引内容等を調査し、②調査の結果をリスク評価の結果と照らして、採るべきリスク低減措置を判断し、③これを実施するという一連の流れのことで、犯収法で求められている取引時確認も顧客管理の一部であり、適切な取引時確認の実施をはじめ、取引の各段階において、各顧客や取引のリスクに応じた対応を採ることが必要です。

1. 「顧客管理」とは

ガイドラインにおいて「顧客管理」とは、マネー・ロンダリング等のリスクを低減させる措置のうち、特に個々の顧客に着目して、各金融機関が自ら特定・評価したリスクを前提に、(i)個々の顧客の情報やその取引内容等を調査し、(ii)調査の結果をリスク評価の結果と照らして、採るべきリスク低減措置を判断し、(iii)これを実施するという一連の流れのことをいうものとされており、一般的に「カスタマー・デュー・デiligence」(CDD)とも呼ばれています。

金融機関等が顧客と取引を行う際には、それがどのような人物や団体で、団体である場合にはその実質的支配者は誰であるのか、取引に当たってどのような目的を有しているのか、資金の流れはどうなっているのかなど、顧客に係る基本的な情報を適切に調査・把握し、どういったリスク低減措置を採るべきかを判断することが不可欠であり、ガイドラインにおいても、顧客管理はマネー・ロンダリング等のリスクを低減させる措置の中核と位置付けられています。



金融機関がお客様の取引時確認を行う必要があるのは、どのような場合ですか。預金口座から250万円を引き出したいとして来店されたお客様に対しては、取引時確認を行う必要がありますか？

A 犯収法上の取引時確認は、顧客との間で、マネー・ローンダリングに用いられるおそれのある一定の類型に該当する取引（これを「特定取引」といいます）を行う場合に実施することが必要となります。銀行が、お客様に現金250万円を払い出す場合には取引時確認が必要な対象取引に該当しますが、すでに取引時確認済みであるお客様との取引については、一定の条件をクリアしていれば、別途これを行う必要はありません。

1. 特定取引の実施と取引時確認

犯収法上、特定事業者が、マネー・ローンダリングに用いられるおそれのある一定の類型に該当する取引を行う場合に、取引時確認の実施が義務付けられており、このような取引を特定取引と呼んでいます。特定取引には、特定事業者の特定業務のうち、①一定の対象取引に該当する取引、②このような対象取引には当たらないものの、「顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引に該当する取引」があります（②についてはQ11参照）。

2. 対象取引の類型と除外事由

対象取引は、犯収法施行令7条および9条に、各特定事業者の類型ごとに列挙されており、その概要は図表4のようになっています。

ただし、対象取引の類型に当てはまる場合でも、国や地方公共団体に対する税金納付等や公共料金、入学金等の支払などについては「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」とされ、対象取引から除かれることとなっています（犯収法施行規則4条各号）。これらの取引は、典型的にマ



犯収法上の高リスク取引とは、どのような取引ですか。また、これに該当する場合には、どのような対応が必要となりますか？

A 犯収法では、①他の顧客等になりすましている疑いのある取引、②他の関連する取引における取引時確認の際に確認事項を偽っていた疑いのある取引、③イラン、北朝鮮の居住者等との間の特定取引、④外国PEPs等との間の特定取引が高リスク取引と規定されています。これらに該当する場合には、厳格な取引時確認が必要となり、確認すべき事項の追加や、通常の場合と異なる確認方法が求められることとなります。また、マネロン等のリスクが高いと判断した顧客については、厳格な顧客管理（EDD）の実施が求められます。

1. 高リスク取引に該当する取引

Q12で解説したとおり、犯収法上、高リスク取引に該当する場合には厳格な取引時確認が必要とされることとなります。

犯収法では、次の取引が高リスク取引とされています。

- ① 取引の相手方が、取引の基となる継続的な契約の締結に際して行われた取引時確認に係る顧客等になりすましている疑いがある場合の当該取引
- ② 取引の基となる継続的な契約の締結に際して取引時確認が行われた際に取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引
- ③ イラン、北朝鮮に居住または所在する顧客等との間の特定取引
- ④ 外国PEPs等との間の特定取引

一方、金融機関には、自らが提供している商品・サービスや取引形態等のリスクを包括的かつ具体的に検証し、評価することが求められます。そうした検証・評価によりマネー・ローンダリング等のリスクが高いと評価



疑わしい取引に関して、ガイドライン上、対応が求められている事項について教えてください。

A ガイドラインは、疑わしい取引の届出に関して、金融機関に対し、リスク管理体制の強化のための同制度の活用、態勢の構築、疑わしい取引の該当性判断における考慮要素・判断方法、リスク低減措置等、7項目を「対応が求められる事項」として挙げています。

1. ガイドラインにおける疑わしい取引の届出の位置付け

ガイドラインは、疑わしい取引の届出について、犯収法に定める法律上の義務であり、同法上の特定事業者に該当する金融機関等が、同法に則って、届出等の義務を果たすことは当然であるとした上で、当該金融機関等にとっても、疑わしい取引の届出の状況等をほかの指標等と併せて分析すること等により、自らのマネー・ロンダリング・テロ資金供与リスク管理態勢の強化に有効に活用することができるとしています（ガイドライン16頁）。

2. ガイドラインにおいて対応が求められる事項

ガイドラインは、疑わしい取引の届出に関する「対応が求められる事項」として、下記7項目を挙げています。（ガイドライン16頁・17頁）

- ① 顧客の属性、取引時の状況その他金融機関等の保有している具体的な情報を総合的に勘案した上で、疑わしい取引の該当性について適切な検討・判断が行われる態勢を整備し、法律に基づく義務を履行するほか、届出の状況等を自らのリスク管理態勢の強化にも必要に応じ活用すること
- ② 金融機関等の業務内容に応じて、IT システムや、マニュアル等も活用しながら、疑わしい顧客や取引等を検知・監視・分析する態勢を構築



疑わしい取引に該当するかは、どのような方法により確認すればよいですか。新規顧客との取引、既存顧客との取引、高リスク取引とで、判断方法はどのように異なりますか？

A 疑わしい取引に該当するか判断方法については、犯収法施行規則27条により、新規顧客との取引（同条1号）、既存顧客との取引（同条2号）、高リスク取引（同条3号）に場合分けした形で規定されています。

1. 疑わしい取引に該当することの確認方法

犯収法施行規則27条では、疑わしい取引について、新規顧客との取引、既存顧客との取引、高リスク取引とに場合分けした上で、各場合における判断方法について規定しています。

その判断の際、すべての取引について一律に同じ深度でチェックすることが義務付けられるものではなく、リスクに応じた事業者の判断により、取引ごとのチェックの深度が異なることも許容されています。また、どのような頻度で行うかについても、取引の内容等を勘案し、特定事業者において個別に判断する必要があります（平成27年パブコメ回答163）。

ガイドラインにおいても、既存顧客との継続取引や一見取引等の取引区分に応じて、疑わしい取引等の該当性の確認・判断を適切に行うことが、「対応が求められる事項」として挙げられています（ガイドライン17頁）。

2. 新規顧客との取引（一見取引）の場合（高リスク取引の場合を除く）

犯収法施行規則26条に定める確認項目（Q28参照）に従って、疑わしい点があるかどうかを判断することになります（犯収法施行規則27条1号）。



マネロン対策におけるリスクベース・アプローチとは、どのような手法ですか？

A リスクベース・アプローチとは、各国および各特定事業者がマネロン等対策に割けるリソース（人員・コスト）は有限であるという前提の下、リスクが高い取引については厳格な措置を、リスクが低い取引については簡素な措置を実施することにより、リソースを効率的に配分し全体的なリスクを低減するアプローチであり、マネロン等対策の本質的基礎となる手法です。

1. リスクベース・アプローチとは

マネロン等対策におけるリスクベース・アプローチとは、各国および各特定事業者において、マネロン等対策に割くことができるリソース（人員・コスト）は有限であるという前提の下、リスクが高い取引については厳格な措置を、リスクが低い取引については簡素な措置を実施することにより、リソースを効率的に配分し、全体的なリスクを低減するアプローチです。

平成24（2012）年2月、FATFにより公表された改訂FATF勧告（FATF第4次勧告）では、リスクベース・アプローチのコンセプトを明確にするとともに、マネー・ローンダリング・テロ資金供与（以下、「マネロン等」）関連のリスク評価をより幅広く行い、高リスク分野では厳格な措置を求める一方、低リスク分野では簡便な措置の採用を認めることで、より効率的な対応を求めることとされました。

具体的には、勧告1において、次のとおり、マネロン等対策およびFATF勧告全体の本質的基礎となる手法として、リスクベース・アプローチを適用することを求めています。

1. リスクの評価及びリスクベース・アプローチの適用

各国は、自国における資金洗浄及びテロ資金供与のリスクを特定、評価及び把握すべきであり、当該リスクを評価するための取組を調整する関係当局又はメカニズムを指定することを含み、当該リスクの効果的な軽減を確保するために行動し、資源を割り当てるべきである。各国は、当該評価に基づき、資金洗浄及びテロ資金供与を防止し又は低減するための措置が、特定されたリスクに整合的なものとなることを確保するため、リスクベース・アプローチ（RBA）を導入すべきである。（中略）

各国は、金融機関（中略）に対し、資金洗浄及びテロ資金供与のリスクを特定、評価及び低減するための効果的な行動をとることを求めるべきである。

（出所）財務省「改訂FATF勧告の概要」平成24年2月17日「改訂FATF勧告（仮訳）」

2. リスクベース・アプローチの実践手法

また、リスクベース・アプローチを実践するに当たっては、その前提として、リスク評価が不可欠であるところ、勧告1の解釈ノートは、次のとおり、金融機関等に対し、リスク評価を行い、その結果を书面化することを求めています。

8. リスクの評価－金融機関（中略）は、（顧客、国、地政学的な地域；商品、サービス、取引又はデリバリー・チャンネルに係る）自らの資金洗浄及びテロ資金供与のリスクを特定し、評価するための適切な手段をとらなければならない。金融機関（中略）は評価の根拠を証明し、評価を更新し続け、リスク評価の情報を権限ある当局や自主規制機関へ提供するための適切なメカニズムを持つことができるよう、それら評価を书面化しなければならない。（以下、略）

（出所）財務省「改訂FATF勧告の概要」平成24年2月17日「改訂FATF勧告解釈ノート（仮訳）」



金融庁が平成28事務年度に実施したモニタリングにより明らかになったマネロン対策の課題と、金融機関に求められる態勢整備の内容について教えてください。

A 金融庁は、平成28事務年度に、業態横断的な実態把握に乗り出し、大手金融機関に対しては個別にヒアリングを行い、平成29(2017)年2月から4月にかけて、預金取扱金融機関や資金決済業者等に対しては、業態横断的なアンケートを実施しました。

その結果、多くの金融機関では、とりわけリスクベース・アプローチの実施に課題があることが判明しましたが、リスクベースでの実質的、実効的なマネー・ローンダリング等防止態勢を整備するためには、以下のようなプロセスを経る必要があります。

- ①自己のマネー・ローンダリング等リスクの性質・程度を理解（リスク評価）
- ②当該リスクを適切に削減するための内部管理態勢等の構築・適用
- ③顧客を特定・確認するため適切な顧客管理措置を適用、継続的にモニタリング、その他のマネー・ローンダリング等対策の義務を履行
- ④疑わしい取引を適切に察知し、当局に届出

1. 平成28事務年度のモニタリングの内容および明らかとなった課題

平成28(2016)年10月に公表された「平成28事務年度 金融行政方針」においては、マネー・ローンダリング等の対応として「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与への対応を強化するために改正された『犯罪による収益の移転防止に関する法律』等が2016年10月1日に施行されたことを踏まえ、同法に基づく適切な顧客管理及びリスクベース・アプローチの実施状況について検証する」との方針が示されました。

これを受け、金融庁は、業態横断的な実態把握に乗り出し、3メガバンクをはじめとする大手金融機関に対しては個別にヒアリングを行い、平成



リスクベース・アプローチにおけるリスクの特定の 段階のポイントを教えてください。

A

金融機関としては、国によるリスク評価・分析を踏まえつつ、その上で、自らが提供している商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性、自らの営業地域の地理的特性や、事業環境・経営戦略のあり方等を検証・考慮し、自らが直面する独自のマネロン・テロ資金供与リスクを特定する必要があります。

そのためには、まずは、自らが取り扱う商品・サービスの種類・取扱量や顧客の属性、その分布などを、定性的ではなく客観的なデータを用いて定量的に把握、分析することが重要です。

1. リスクの特定の意義

リスクの特定は、自らが提供している商品・サービスや、取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証し、直面するマネロン・テロ資金供与リスクを特定するものであり、リスクベース・アプローチの出発点です。

2. リスクの特定段階で対応が求められる事項

ガイドラインにおいては、リスクの特定段階において対応が求められる事項として、以下の内容が規定されています。

- ① 国によるリスク評価の結果等を勘案しながら、自らが提供している商品・サービスや、取引形態、取引に係る国・地域、顧客の属性等のリスクを包括的かつ具体的に検証し、自らが直面するマネロン・テロ資金供与リスクを特定すること
- ② 包括的かつ具体的な検証に当たっては、国によるリスク評価の結果等を勘案しつつも、自らの営業地域の地理的特性や、事業環境・経営戦略のあり方等、自らの個別具体的な特性を考慮すること



リスクベース・アプローチにおけるリスク低減措置の採択・実施の段階のポイントを教えてください。

A リスク低減措置は、リスクの評価に見合った合理的なものではありません。

リスク低減措置には、取引を行う主体である顧客に着目した顧客管理措置や取引に着目した取引モニタリング、取引フィルタリングなど様々な手法があります。金融機関は、ガイドラインに記載されている手法のほか、業界団体等を通じて共有される事例や内外の当局等からの情報等を参照しつつ、自らの直面するリスクに見合った合理的なリスク低減措置を講じる必要があります。

1. リスクの低減措置の意義

自らが直面するマネロン・テロ資金供与リスクを低減するための措置は、リスクベース・アプローチに基づくマネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の実効性を決定付けるものです。

そして、リスク低減措置は、個々の顧客やその行う取引のリスクの大きさに応じて実施すべきものです。自らが定めるところに従って、マネロン・テロ資金供与リスクが高い場合には、より厳格な措置を講ずることが求められ、一方で、リスクが低いと判断した場合には、より簡素な措置を行うことが許容されます。

2. リスクの低減において対応が求められる事項

ガイドラインにおいては、リスクの低減において対応が求められる事項として、以下の内容が規定されています。

- ① 自らが特定・評価したリスクを前提に、個々の顧客・取引の内容等を調査し、この結果を当該リスクの評価結果と照らして、講ずべき実効的な低減措置を判断・実施すること

●執筆者紹介

國吉 雅男 (くによし・まさお)

弁護士法人中央総合法律事務所 代表社員弁護士 (パートナー)。
京都大学経済学部卒業。2011年7月～2013年12月金融庁監督局総務課 (法令等遵守調査室を併任) にて勤務。金融レギュレーション、金融機関のM&A、金融機関のコンプライアンス事案をはじめとする様々な法的ニーズに対応しているほか、金融庁においてAML/CFT対応を担当していた経験を生かし、各種金融機関に対しAML/CFT対応に係る法的アドバイスの提供を日常的に行っている。

金澤 浩志 (かなざわ・こうじ)

弁護士法人中央総合法律事務所 代表社員弁護士 (パートナー)。
京都大学法学部、ノースウェスタン大学ロースクール卒業 (LL.M. with honors)。
日本・NY州弁護士。2014年1月～2015年12月金融庁監督局総務課 (国際監督室等兼務)。近時の論文として、「FATF第4次相互審査で求められるマネロン／テロ資金供与対応—他国審査結果の分析—」(金融法務事情2079号) 等があり、AML/CFT対応を含む総合的な金融機関へのアドバイス業務に従事している。

小宮 俊 (こみや・しゅん)

弁護士法人中央総合法律事務所 弁護士。
慶應義塾大学法学部法律学科卒業、慶應義塾大学大学院法務研究科修了。2016年弁護士登録。金融関係の企業法務や訴訟対応に取り組むほか、金融機関に対するマネー・ロンダリング及びテロ資金供与対策にかかる相談対応を行っている。

金融機関行職員のための マネー・ローンダリング対策 Q & A

2018年 3月20日 初版第1刷発行

著 者 國 吉 雅 男
金 澤 浩 志
小 宮 俊
発 行 者 金 子 幸 司
発 行 所 (株)経済法令研究会

〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町 3-21

電話 代表 03(3267)4811 制作 03(3267)4823

<https://www.khk.co.jp/>

営業所／東京03(3267)4812 大阪06(6261)2911 名古屋052(332)3511 福岡092(411)0805

表紙デザイン／清水裕久 (Pesco Paint)

制作／西牟田隼人 印刷／日本ハイコム(株) 製本／(株)ブックアート

©Masao Kuniyoshi, Koji Kanazawa, Shun Komiya 2018 Printed in Japan ISBN978-4-7668-2415-5

☆ 本書の内容等に関する訂正等の情報 ☆

本書の内容等につき発行後に訂正等（誤記の修正等）の必要が生じた場合には、当社ホームページに掲載いたします。

(ホームページ [書籍・定期刊行誌 TOP](#) の下部の [追補・正誤表](#))

定価は表紙に表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えします。